

平成27年7月31日

平成27年度 独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立印刷局における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は785件、契約金額は20,948百万円である。また、競争性のある契約は682件(86.9%)、17,785百万円(84.9%)、競争性のない随意契約は103件(13.1%)、3,163百万円(15.1%)となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は1件(1.0%)増加したものの、金額で10,949百万円(77.6%)減少しているが、主に、偽造防止技術の秘密等を理由とした銀行券等製造設備関係の大型の設備投資案件が少なかったことによるものであり、当該案件は、表1-2のように、各年度により実施内容が異なっていることから、競争性のない随意契約金額に大きな変動が生じているものである。

表1 平成26年度の国立印刷局の調達全体像 (単位:件、百万円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(85.6%) 644	(51.4%) 15,022	(86.1%) 676	(84.5%) 17,710	(5.0%) 32	(17.9%) 2,688
企画競争・公募	(0.8%) 6	(0.3%) 95	(0.8%) 6	(0.4%) 75	(0.0%) 0	(△21.0%) △20
競争性のある契約(小計)	(86.4%) 650	(51.7%) 15,117	(86.9%) 682	(84.9%) 17,785	(4.9%) 32	(17.7%) 2,669
競争性のない随意契約	(13.6%) 102	(48.3%) 14,111	(13.1%) 103	(15.1%) 3,163	(1.0%) 1	(△77.6%) △10,949
合計	(100%) 752	(100%) 29,228	(100%) 785	(100%) 20,948	(4.4%) 33	(△28.3%) △8,280

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

表1-2 偽造防止技術の秘密等を理由とした銀行券等製造設備関係 (単位:百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,436	8,368	1,093	10,606	344

(注) 計数は、それぞれ四捨五入している。

(2) 国立印刷局は、経済活動・国民生活の基盤である日本銀行券、法令等の公布及び政府情報の公的伝達の手段である官報、日本政府が国民の国籍と身分を保証する公的な証明書である旅券等、極めて公共性の高い製品を製造する役割を担っており、その契約は、原材料の購入、生産設備の購入・保守・修理等といった製品の製造に係る契約（以下「製造関係契約」という。）とその他の契約に大別することができる。

平成26年度における「製造関係契約」及び「その他の契約」の調達実績は、表1-3のようになっており、「製造関係契約」は597件(76.1%)、18,741百万円(89.5%)と契約件数、契約金額ともに調達実績の大宗を占めている。

表1-3 「製造関係契約」及び「その他の契約」の調達実績 (単位:件、百万円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額
製造関係契約	(76.5%) 575	(93.5%) 27,326	(76.1%) 597	(89.5%) 18,741
その他の契約	(23.5%) 177	(6.5%) 1,902	(23.9%) 188	(10.5%) 2,207
合 計	(100%) 752	(100%) 29,228	(100%) 785	(100%) 20,948

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(3) (2)の「製造関係契約」のうち契約金額の割合が大きい契約分類は、表1-4のようになっており、「原材料等購入契約」は、127件(21.3%)、5,789百万円(30.9%)、「建物等工事契約」は59件(9.9%)、4,606百万円(24.6%)、「生産設備購入・保守・修理等契約」は、209件(35.0%)、3,642百万円(19.4%)であり、各契約分類の合計は、395件(66.2%)、14,038百万円(74.9%)と、製造関係契約の大宗を占めている。

表1-4 製造関係契約のうち、契約金額の割合が大きい契約分類別の調達実績

(単位:件、百万円)

契約分類	件数	金額
原材料等購入	127(21.3%)	5,789(30.9%)
建物等工事	59(9.9%)	4,606(24.6%)
生産設備購入・保守・修理等	209(35.0%)	3,642(19.4%)
小 計	395(66.2%)	14,038(74.9%)
その他(注2)	202(33.8%)	4,703(25.1%)
合 計	597(100%)	18,741(100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) その他は、電気・水道、システム運用支援、作業の補助などがある。

(4) 国立印刷局における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は137件(20.9%)、契約金額は6,648百万円(40.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は12.3%の増、金額は6.4%の増)が、主に生産設備の購入・保守・修理等の契約案件のうち新たに一般競争入札を実施した案件23件が一者応札・応募となったことによるものである。

表2 平成26年度の国立印刷局の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	507(80.6%)	518(79.1%)	11(2.2%)
	金額	8,269(57.0%)	9,822(59.6%)	1,554(18.8%)
1者以下	件数	122(19.4%)	137(20.9%)	15(12.3%)
	金額	6,247(43.0%)	6,648(40.4%)	401(6.4%)
合計	件数	629(100%)	655(100%)	26(4.1%)
	金額	14,516(100%)	16,470(100%)	1,954(13.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(注4) 不落・不調による随意契約は計上していない。

(5) 平成26年度における「製造関係契約」及び「その他の契約」の一者応札・応募状況は、表2-2のようになっており、「製造関係契約」は115件(83.9%)、6,140百万円(92.4%)と、契約件数、契約金額ともに一者応札・応募の大宗を占めている。

表2-2 「製造関係契約」及び「その他契約」の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

区分	件数	金額
製造関係契約	115(83.9%)	6,140(92.4%)
その他の契約	22(16.1%)	508(7.6%)
合計	137(100%)	6,648(100%)

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(6) (5)の「製造関係契約」のうち契約金額の割合が大きい契約分類は、表2-3のようになっており、「原材料等購入契約」は、45件(39.1%)、2,830百万円(46.1%)、「建物等工事契約」は、2件(1.7%)、2,093百万円(34.1%)、「生産設備購入・保守・修理等契約」は、46件(40.0%)470百万円(7.7%)であり、各契約分類の合計は93件(80.9%)、5,393百万円(87.8%)と、製造関係契約の大宗を占めている。

表2-3製造関係契約のうち契約金額の割合が大きい一者応札・応募の契約分類別の状況
(単位:件、百万円)

契約分類	件数	金額
原材料等購入	45(39.1%)	2,830(46.1%)
建物等工事	2(1.7%)	2,093(34.1%)
生産設備購入・保守・修理等	46(40.0%)	470(7.7%)
小計	93(80.9%)	5,393(87.8%)
その他(注2)	22(19.1%)	747(12.2%)
合計	115(100%)	6,140(100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) その他は、電気・ガス、システム運用支援、廃棄物処理などがある。

(7) 原材料等購入契約については、日本銀行券等において、高品質で均質な製品を安定的かつ持続的に製造する必要があることから、これらの特性を鑑み、入札参加の際に、品質の技術審査を実施し、審査合格を入札の要件としており、当該技術審査合格者が一者のみとなっていることが一者応札の主な要因である。

これまで、入札参加者をできる限り多く確保するため、製造が可能な業者に技術審査の参加のPRを実施してきているが、市場性が乏しい等の理由から、参加希望者が極めて少なく、一者応札が継続しているのが実情である。

建物等工事契約については、岡山工場における建設工事1件(2,030百万円)が一者応札となっており、これは、震災後の建設特需のため、全国的に建築士等の技術者及び作業工が不足していたことにより、対応できる業者が一者のみとなったものである。

生産設備の購入契約については、日本銀行券等を製造するための設備等、原材料・製品の分析機器又は偽造防止技術の研究設備等の購入において、国立印刷局の指定する特別な仕様となっており、専門的な知識・技術を有する業者に限られ、かつ市場性も乏しいことから、一者応札となっているものが多い。また、生産設備の保守・修理等においても、特殊な設備・機器は、製造メーカー等でなければ対応や動作保証ができないことから、一者応札が継続しているのが実情である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1.の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、「製造関係契約」のうち原材料等購入及び生産設備購入・保守・修理等の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

なお、「建物等工事」については、恒常的なものではないことから対象外とする。

(1) 原材料等購入に関する調達

原材料等購入に関する調達について、技術審査の合格者が一者であるため、一者応札になっているものが多いという理由から、平成27年度においては、次に掲げる取組を実施することにより事務の効率化及び経費の削減を目指す。

① 合理的な契約方式への変更

次の原材料等について、一定のルールを定め、契約方式を見直す。

イ 技術審査合格を競争参加要件としている原材料等

高品質かつ均一な製品に使用する原材料等については、調達前に品質に係る技術審査を実施し、当該技術審査に合格することを入札参加資格の要件としている。これまで、技術審査の合格者が一者のみ原材料等であっても、入札日までに他の合格者が出る可能性もあることから一般競争入札を実施してきたところであるが、入札日までに技術審査合格者が確実に複数者となる見込みのない場合は、独立行政法人国立印刷局購買等契約細則(以下「購買等契約細則」という。)第22条第1項第2号その他の関係規程を適用し、随意契約とする。なお、技術審査の合格者が複数となった場合には、一般競争とする。

(参考)購買等契約細則第22条第1項第2号

- 二 銀行券の製造に係る機器その他の特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器や資材であって、製造業者等が一に限定されるものを当該業者等との間で直接請負又は購入に係る契約を締結する場合

【調達する1単位当たりの単価の削減】

ロ 技術審査を要しない原材料等

技術審査を要しない原材料等についても、国立印刷局の使用する原材料等の多くは、市場性が乏しいため、一者応札・応募が続いている状況にある。このため、連続して契約相手方が同一の者となっている場合には購買等契約細則第24条第1項を適用して公募を行う。その上で、特定の一者しか履行し得ないことを確認した場合は随意契約に移行する。

(参考)購買等契約細則第24条第1項

- 第24条 契約の履行に必要な技術又は設備等を有する者が複数いるかを確認する必要があるものについては、当該契約を履行することができるものを募るための手続(以下「公募」という。)を行うものとする。

【調達する1単位当たりの単価の削減】

② 技術審査の実施に関する情報の周知

技術審査を実施している原材料等については、調達先を拡大する観点から国立印刷局ホームページを通じて技術審査の実施に関する情報を恒常的に公表するとともに、機会あるごとに関係業者に対して広く周知し、幅広く技術審査への参加を促す。

【技術審査情報の公表】

【関係業者への周知状況】

(2) 生産設備購入・保守・修理等に関する調達

生産設備購入・保守・修理等に関する調達について、特別な仕様から専門的な知識・技術を有する業者に限られ、市場性が乏しいこと、製造メーカー等でなければ対応や動作保証ができないことなどにより一者応札となっているものが多いという理由から、平成27年度においては、次

に掲げる取組を実施することにより、事務の効率化及び経費の削減を目指す。

① 生産設備購入契約

銀行券の製造に係る機器その他の特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器について、製造業者等が一に限定されるものを当該業者等から直接購入する場合については、購買等契約細則第22条第1項第2号を適用し、随意契約とする。

製造業者等が一に限定されないものの、市場性に乏しいため、特定の専門的な知識を有する業者に限定される契約については、購買等契約細則第24条第1項を適用して公募を行う。その上で、特定の一者しか履行し得ないことを確認した場合は随意契約に移行する。

【調達する1単位当たりの単価の削減】

② 生産設備保守・修理等契約

特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器であって、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造又は保守点検等を行うことができない場合には、購買等契約細則第22条第1項第3号を適用し、随意契約とする。

また、修理、改造又は保守点検等を行うことができる者が一に限定されないものの、生産設備を製造したメーカー又は保守等を行う目的で分社化された者など限定された者しか対応や動作保証ができないと考えられる契約のうちこれまで連続して契約相手方が同一の者となっている場合には、購買等契約細則第24条第1項を適用して公募を行う。その上で、特定の一者しか履行し得ないことを確認した場合は随意契約に移行する。

(参考)購買等契約細則第22条第1項第3号

三 前号に掲げる機器であって、当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造若しくは保守点検等を行うことができない場合又は部品等の納入を行うことができない場合

【調達する1単位当たりの単価の削減】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に国立印刷局に設置する契約適正化推進チーム(総括責任者は財務部担当理事)に報告し、契約関係規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。また、理事長が定める「独立行政法人国立印刷局契約監視委員会規則(平成21年規則第23号)」の基準に該当する契約監視委員会において審議する事項についても、同様に点検を受けることとする。

ただし、緊急に調達しないと国立印刷局の事務・事業に支障が生じる場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に点検を行うこととする。

【契約適正化推進チームによる点検件数等】

- ① 新規の競争性のない随意契約の点検 全件
- ② 理事長が定める基準に該当する事項 全件

(2) 不祥事の発生の未然防止の取組

- ① 国立印刷局では、従前から、調達事務に関する業務マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした研修を実施している。

平成27年度は、重点的な取組として、契約実務の経験年数が2年以下の者を対象に実務者研修を実施するとともに、契約実務担当部門の管理者を対象とした不正行為への対処及び未然防止に関する研修を実施する。

【実務者研修:2回】

【不正行為への対処及び未然防止に係る研修:1回】

- ② 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクを洗い出し、現行のマネジメントへの影響の度合いや当該マネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかについて検証を行う。

【契約事務フロー点検実施結果】

4. その他の取組

国立印刷局では、これまで調達改善のために各種取組を実施してきたところであるが、平成27年度についても、次に掲げる取組を継続して実施する。

(1) 随意契約に係る取組

- ① 随意契約理由等の厳格な審査

随意契約とする案件については、その理由及び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行できるよう努める。

- ② 少額随意契約の見直し

少額随意契約としていたもののうち、同様同種の案件については、仕様書等の見直しを行い統合することにより競争入札に移行し、また、可能な案件については、複数年契約とすることにより競争入札に移行し、透明性を確保するとともに契約事務の効率化を促進する。

(2) 一者応札・一者応募に係る取組

- ① 入札参加申込期間の十分な確保

入札参加申込期間については、公示日の翌日から起算して申込期限の前日までの期間とすることを前提に、原則として営業日で10日以上を確保する。

- ② 情報開示の取組

イ 2. (1)②に加え、追加的な情報開示も含め、契約の発注見通しなど、適切な調達情報の開示を行っていくこととする。

ロ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなどに努める。

- ③ 仕様書の見直し等

イ 仕様書については、特定の事業者が有利にならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容とする。

ロ 入札参加資格について、履行実績や技術審査等の条件が新規事業者の参入を不当に制限していないかチェックし、必要に応じて見直す。

ハ 原材料等については、事業継続の観点から代替品に関する市場調査や使用の可否の確認実験を実施する。

④ 履行等準備期間の十分な確保

履行する業務等の内容に応じ、落札決定日から業務の開始日又は初回の納品日までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定する。

⑤ 入札参加を取りやめた業者等に対する調査

履行する業務等に関心を持ち入札説明を受けたが、入札への参加を取りやめた業者等に対して、取りやめた理由や参加が可能な場合の条件等について調査し、その結果を可能な限り次回の入札に反映させる。

⑥ 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争参加資格等級については、原則として予定価格に対応する格付等級のほか、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとする。

⑦ 電子入札システムの活用

電子入札システムを活用し、遠隔地の入札参加希望者の利便性の向上を図る。

⑧ 発注単位の検討

イ 発注単位及び発注コストを考慮した上で一括調達又は区分調達への移行を検討する。
ロ 初期導入コストとランニングコストをトータルで考慮し、一体で調達するメリットがあるものについては、複数年契約への移行に努める。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする調達等合理化委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 : 財務部担当理事

副総括責任者 : 財務部長

メンバー : 経営企画室長、監査室長、総務部長、管理部長、銀行券部長、官報部長、監事室長及び銀行券部次長

事務局長 : 財務部契約課長

副事務局長 : 財務部参事(契約担当)

事務局 : 財務部契約課

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める「独立行政法人国立印刷局契約監視委員会規則」の基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立印刷局のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。